

健保・厚年 標準報酬月額

健康保険法及び厚生年金保険法において、現金給付たる保険給付の支給額及び保険料額等の算定基礎となる「標準報酬月額」は、本試験でもよく問われる頻出事項です。基本的なルールは、健康保険法と厚生年金保険法で共通であるため、まとめて学習した方が効率的ですが、相違点も一部あるため、その点にも注意して学習を進めていきましょう。

社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)



1 標準報酬月額が使われる場面

標準報酬月額の定義を学習する前に、そもそも標準報酬月額は「何のために使われるのか」を、以下の表で確認しておきましょう。すべて普通に学習する内容なのですが、このような視点で考えることは少ないのではないかと思います。

	健康保険法	厚生年金保険法
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ①傷病手当金の支給額 ②出産手当金の支給額 ③高額療養費算定基準額の区分 ④介護合算算定基準額の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ①老齢厚生年金の支給額 ②特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分に限る）の支給額 ③障害厚生年金の支給額 ④障害手当金の支給額 ⑤遺族厚生年金の支給額
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ①一般保険料額の算定基礎の一部 ②介護保険料額の算定基礎の一部 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料額の一部

これらの保険給付の支給額及び保険料額の決定の考え方は、報酬が多い被保険者には支給額が多い代わりに保険料負担も高くします。一方で、報酬が少ない被保険者は支給額は少ないものの、保険料負担も低くします。つまり、**報酬**の多寡に応じて、保険給付の支給額及び保険料の額が決定されます。

そして、次に法律で制度を規定する以上、その「報酬」について共通のルールである定義付けが必要です。また、この**報酬**を定義付けしたとしても、被保険者によって1円単位でバラバラのままではいいのでしょうか？ そこで、考え出されたのが「報酬」→「報酬月額」→「標準報酬月額」という仕組みなのです。

2 報酬→報酬月額→標準報酬月額

では、次に①報酬、②報酬月額、③標準報酬月額の定義を確認しましょう。基本的なルールは、健康保険法と厚生年金保険法共通です。

①報酬	賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、 労働の対償 として受ける全てのもの ※ <u>臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものを除く</u>
②報酬月額	資格取得時決定、定時決定、随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定又は保険者算定によって算定される被保険者の 報酬の月額 。1円単位で算定されるため、被保険者によって様々な月額となり、このままでは計算が煩雑になる。
③標準報酬月額	②の 報酬月額 を一定の幅で区分（ 健康保険法は50区分、厚生年金保険法は32区分 ）し、その区分幅のおおよそ中央値を「 標準となる報酬月額 」として定めたもの。報酬月額とは異なり、一定の区分にパターン化できるため、計算が簡便になる。

これだけでは、ややイメージが付きにくいと思いますので、以下の具体例で理解しましょう。

(1)4月から6月に受けた①報酬の総額が、 1,530,000円 であった。		
↓		
(2)定時決定により、②報酬月額 = ① 1,530,000円 ÷ 3 = 510,000円 と算定された。		
↓		
(3)標準報酬月額の等級区分により、③ 標準報酬月額 は、それぞれ以下のように決定。		
	健康保険法	厚生年金保険法
報酬月額の区分幅	485,000円以上515,000円未満 (510,000円 はこの幅内)	
③ 標準報酬月額	500,000円 (第30級)	500,000円 (第27級)

このように、定時決定等により②報酬月額を算定したうえで、健康保険法及び厚生年金保険法で定められた標準報酬月額の等級区分により、③標準報酬月額が決定又は改定されます。上記の具体例では、算定された②報酬月額は**510,000円**ですが、標準報酬月額の等級区分により、③**標準報酬月額**は健康保険法及び厚生年金保険法ともに**500,000円**となっています。②報酬月額が485,000円以上515,000円未満の被保険者は、このまま1円単位で区分すると、3万通りという膨大なパターンになってしまいます。そこで、この幅の被保険者はすべて、「標準となる報酬月額」である③**標準報酬月額500,000円**にまとめてしまおうというのが、この「報酬」→「報酬月額」→「標準報酬月額」という仕組みなのです。ここまでは、標準報酬月額を学ぶうえで必要な考え方を紹介しましたが、次からはより試験対策に向けた実践的な学習を進めていきましょう。